

名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園利活用方針策定等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

「九年庵（旧伊丹氏別邸）」は、佐賀の大実業家・伊丹家によって明治時代に築かれた別邸・庭園で、モミジと苔庭、数寄屋造の建造物が周囲の自然と調和した価値ある文化財として国の名勝に指定されており、その価値を多くの県民に触れ親しんでもらうため、これまで春の新緑、秋の紅葉の時期に期間限定で一般公開を実施している。しかし、老朽化等の問題から庭園内建造物内部の公開・活用はできておらず、公開範囲は庭園の一部に留まるなど限定的であり、県民が九年庵の本質的価値を十分に享受できていない状況にある。

本事業では、県民が文化財の本質的価値をより深く体感できる機会を創出し、それに新しい価値を加えることで、九年庵の価値の向上及びインバウンドを含む交流人口の増加を図るため、長期的な利活用を前提とした利活用方針を策定することを目的とする。

2 公募の概要

(1) 業務内容

名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園利活用方針等策定業務委託仕様書
（以下「仕様書」という。）のとおり

(2) 業務履行期間

契約締結の日から令和7年3月28日（金曜日）まで

(3) 予算額

7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

(1) 単独提案の場合

ア 過去、同種の業務を受託した実績、又は文化財等を活用したイベントの企画立案等の実績を有していること。

イ 登記簿上の本店（個人の場合は、主たる営業所をいう。）が日本国内にあること。

ウ 緊急の打ち合わせ等が必要な時に、迅速に対応できる体制となっていること。

エ 事業の目的達成のために必要な企画・立案・製作に関して、ノウハウや技術を有していること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

キ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けてい

る者又は佐賀県発注の請負・委託契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

ク 公募開始の6か月前から契約締結日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。

ケ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(2) 共同提案の場合

ア 代表者（幹事者）を定めること。

イ 共同により（1）アの実績を満たしていること。

ウ すべての構成員が、（1）イ～ケの要件を満たしていること。

エ すべての構成員は本プロポーザルに応募する他の共同事業体の構成員でないこと。また、単独で本プロポーザルに応募していないこと。

4 契約の相手方の決定方法

(1) 業者の選定

提出された企画提案書と企画提案者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催して評価・審査を行い、審査の結果、最も優れた事業者を選定する。

(2) 選定基準

別添評価基準のとおりとする。なお、評価基準には提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

(3) 通知方法

審査結果は、文書によりすべての参加者に通知する。

※電話等による問い合わせには応じない。

5 発注者

佐賀県 政策部 MIGAKI 担当

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 新館5階

電話：0952-25-7230 FAX:0952-25-7496

E-mail：migaki@pref.saga.lg.jp

6 実施スケジュール

(1) 募集開始

令和6年6月14日（金）

佐賀県ホームページで公表する。

(2) 現地説明会

ア 開催日時 令和6年6月24日（月）10時から

イ 開催場所 九年庵（佐賀県神埼市神埼町的字仁比山）

ウ その他 説明会への出席が当該公募型プロポーザルの参加要件ではない。

※なお、説明会への参加は各社2名以内とする。

説明会に参加を希望する場合は5の発注者に事前に連絡すること。

(3) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は質問書に内容を完結にまとめ、次により提出すること。

なお、電話、来訪等、口頭による質問は受け付けない。

ア 提出書類 質問書（様式1）

イ 受付期間 令和6年6月14日（金）～6月26日（水）17時まで

ウ 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ、電子メール

※ファクシミリ及び電子メールの場合は、送信後、着信確認の電話を行うこと。

エ 提出場所 5の発注者と同じ

オ 回答方法 令和6年7月2日（火）までに質問者へ回答するとともに、県ホームページに掲載する。

(4) 参加申込書等の提出

ア 提出書類

(a) 公募型プロポーザル参加申込書（様式2-1又は2-2）

(b) 共同事業体協定書（様式2-3） ※共同企業体の場合のみ

(c) 会社概要及び実績書（様式3）

(d) 誓約書（様式4）

イ 提出部数

各1部

ウ 提出期限

令和6年6月26日（水）17時まで（必着）

※期限を過ぎての受付は一切行わない。

エ 提出方法

持参又は郵送

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

オ 提出場所

5の発注者と同じ

カ 資格要件の確認

提出のあった参加申込書と関係書類を確認し、その結果を令和6年7月2日(火)までに参加資格確認結果通知書にて申込者へ電子メールで通知する。

キ 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- (a) 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、参加資格確認結果通知書に満たなかった理由を記載する。通知を受けた者は、通知を受けた翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。
- (b) 説明を求められたときは、説明を求める書面を受領した翌日から起算して7日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答する。

(5) 企画提案書の提出

本プロポーザルの参加資格を得た者は、次により企画提案書等を提出する。

ア 提出書類

(a) 企画提案書(任意様式)

用紙のサイズはA4判で両面印刷長編綴じ(図表等については、A3版での片面印刷での折り込みも可能)とし、文字サイズはおおむね10ポイント以上とすること。

(b) 見積書(任意様式)

提案する企画に係る費用の総額は、2(3)に記載する予算額を上限金額とし、見積額(税込)及びその明細(仕様書の業務内容の項目ごとの金額が分かるように作成すること。)について記載すること。

見積書のあて名は、「佐賀県 政策部 政策企画監」とすること。

イ 提出部数

10部

ウ 提出期限

令和6年7月9日(火)17時まで(必着)

エ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)により提出すること。また、プレゼンテーション時に使用する企画提案書のPDFデータを電子メールにより送信し、発注者に到達したことを確認すること。

オ 提出場所

5の発注者と同じ

(6) プレゼンテーション（審査会）の開催

ア 開催日

令和6年7月12日（金）を予定

※時間、場所については参加者へ別途連絡する。

イ 実施方法

参加者は、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションの時間は35分程度（説明20分以内、質疑応答15分程度）

とし、参加人員は3名以内とする。

ウ その他

プレゼンテーションの順番については、県で抽選等により任意に定める。

プレゼンテーション時にプロジェクター及びスクリーンの使用を希望する際は、

県で準備するので事前に連絡すること。ただし、パソコンは参加者で準備する

こと。

(7) 審査結果通知

令和6年7月16日（火）を予定

7 企画提案の内容等

(1) 企画提案の内容

ア 事業の実施体制（役割を明確にした体制図、進捗管理の総括責任者等）

イ 事業実施スケジュール（進め方、手順、作業工程等）

ウ 利活用方針案

（ターゲットやコンセプト、施設の役割、機能、動線等を記載）

エ 業務実績（本業務と同種の業務を元請として実施した実績を記載）

(2) 企画提案書作成時の留意事項

ア 企画提案を行うに当たっては、「名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園保存活用計画」及び「名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園整備基本計画」を参考に名勝庭園の保護に資するものとする。

イ 上記資料を十分に理解した上で、九年庵の利活用の内容や整備内容について、魅力的かつ効果的で実現性のある企画提案を行うこと。

ウ 業務の目的や内容、九年庵の概要等を十分に理解した上で、利活用検討、利活用方針策定のための具体的かつ実現可能な企画提案を行うこと。

エ 業務の目的や内容、期間を十分に理解した上で、業務実施にあたって、十分な実施体制を整えること。

オ 内容については、専門知識を有しないものにも理解できるように配慮し、図面やイラストなどを使用してわかりやすい表現に努めること。

8 業務の契約

(1) 審査委員会により選定された最優秀者を発注者は、企画提案書の内容をもとにして、

業務の履行に必要な履行条件などの協議と調整を行い、協議が成立した場合には、当該業務に係る随意契約を締結する。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることがある。

(2) 企画提案書は、あくまでも契約の相手方を選定するための資料であり、その内容は尊重するが、必ずしもその内容に限定されないものとする。

(3) 次のいずれかの事由により業務契約が締結できない場合には、次点者を随意契約の候補者とする。

ア 契約候補者が地方自治法施行例（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定するものに該当することとなったとき。

イ 契約候補者が、佐賀県から指名停止を受けることとなったとき。

ウ 契約候補者が、本業務の契約の締結を辞退したとき。

エ その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能となったとき。

(4) 業務契約金額

業務契約金額は、2(3)の予算額を超えないものとする。

(5) 業務の再委託

業務の全部もしくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないこととする。

また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承諾を得ることとし、この場合においては、佐賀県内に本店を有する事業者への発注を考慮することとする。

9 失格事由

次の事項に該当する場合は、失格となる。

(1) 参加する資格のないものを行った場合

(2) 本プロポーザル手続きについて不正行為を行った場合

(3) 見積書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

(4) 1人で2以上の提案をした場合

(5) 代理人でその資格のない場合

(6) 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

(7) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

(8) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

10 その他留意事項

(1) 提出された書類は返却しないこととする。

(2) 提出する企画案は参加者1者につき1提案とし、提出後の書き換え、差し替え、追加等は認めないものとする。ただし、誤字脱字等の軽微なものは除く。

(3) 企画提案書等の作成及び提出に要する経費、公募型プロポーザルに参加するための交通費等は、全て参加者の負担とする。

- (4) 提案に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (5) 公正な審査を妨害するおそれのある、あらゆる行為を禁止する。
- (6) 参加申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに 12 の問合せ先まで連絡するとともに、書面にて辞退の申し出を行うこと。
- (7) 契約保証金
 - ア 契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。
 - イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、担保を供することができることとする。
 - ウ 佐賀県財務規則第 115 条 3 項に該当する場合は、契約保証金の納付を免除することとする。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。
 - (ウ) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

11 遵守事項

受託業者は、本業務の意図及び目的を十分に理解した上で、「名勝九年庵(旧伊丹氏別邸)庭園利活用方針策定に向けて、受託者が持つノウハウや起用するクリエイターのアイデア等を駆使し、県職員と協力しながら、誠実に業務を実施することとする。

また、業務の実施にあたっては、関連する法律等を遵守することとする。

12 問合せ先

佐賀県 政策部 MIGAKI 担当

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 新館 5 階

電話：0952-25-7230 FAX:0952-25-7496

E-mail：migaki@pref.saga.lg.jp